

第 34 回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成 23 年 11 月 4 日(金) 午後 1 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
- (2) 場 所 本庁舎 2 階 第一特別委員会室
- (3) 出席者

ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 国分典子 齋藤玲子 橘あすか
芳賀一英 藤田一巳

イ 県 側

総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹 建設産業室長
建設産業室主幹 入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察署会計課次席
道路整備課主幹兼副課長 下水道課主幹 県中地方振興局出納室長
南会津地方振興局出納室副室長 南会津農林事務所森林林業部主幹兼副部長
県中建設事務所主幹兼事業部長 南会津建設事務所事業部長
県北流域下水道建設事務所次長(業務担当)

(4) 次 第

- 1 開会
- 2 議事

(1) 報告事項

- ア 県発注工事等の入札等結果について (平成 23 年度 上半期分)
- イ 入札方式と工事成績について
- ウ 総合評価方式の評価基準の変更について
- エ 現場代理人の常駐義務緩和について
- オ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について (平成 23 年度 上半期分)
- カ その他の報告事項について

(2) 審議事項

- ア 抽出案件
- イ 建設関係団体等からの意見聴取について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

ただいまから、第 34 回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

議事につきまして、美馬委員長、宜しく願いいたします。

【美馬委員長】

これより、議事に入ります。まず本日の議事の進め方について協議したいと思います。本日は、報告事項が 6 件、審議事項が 2 件、合計 5 件でございます。抽出案件につきましては、第 33 回の委員会で決定したとおり、施工体制事前提出方式(オープンブック方式)で発注した案件ですが、実際の下請契約金額・下請比率・下請業者名といった下請関係に関する具体的な情報については、民間企業同士の契約内容であることから、福島県入札制度等監視委員会の会議の公開等に関する取扱要領第 2 条第 1 項第 1 項の、公開することにより法人または事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると認められる場合に該当し、非公開とすべきものと考えております。したがって、本日の抽出案件につきましては、前段で発注者からの説明と質疑については公開で行いますが、各委員のお手元には、

非公表の資料として関係資料が配付されております。こちらに記載のある実際の下請契約金額や下請比率等についての質疑と意見交換は、非公開で審議を進めることにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

【各委員】

(異議なし)

【美馬委員長】

それでは、御異議ないものと認め、そのように決定をいたします。始めに報告事項の「ア」県発注工事等の入札と結果について平成 23 年度上半期分についてご説明願います。

【入札監理課長】

(資料 1 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件につきまして、何かご質問等ございますか。全般的には、震災の影響で随意契約が増えた影響が出ているということです。そして、随意契約が増えた結果として、落札率が上がっているようでございます。

そして、方区別では浜通り・県南地方が工事の件数、金額等は増えているようですね。

随意契約の比率が非常に高くなっていますね。よろしゅうございますか。

それでは、2 番目の報告事項、入札方式と工事成績についてご報告願います。

【入札監理課長】

(資料 2 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。入札方式と工事成績についての報告でございました。前年度比では、それほど大きな変化は無いということでございます。価格競争の場合と総合評価方式の場合を比べますと、総合評価方式の方が若干成績は良くなっているという結果が出ております。いかがですかね。何かご質問ございますか。

入札方式と工事成績については、大きな差は無いということかと思えます。そして、22 年度と 21 年度との比較でも、大きな差は無いようでございます。よろしゅうございますか。

それでは、3 番目の報告事項総合評価方式の評価基準の変更についてお願いします。

【入札監理課長】

(資料 3 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。総合評価方式の評価基準の変更でございますが、この変更自体については当委員会の権限ではございませんが、変更する前にはどういう問題があるのか報告をいただきましたし、また、こういう形で変更したいということについては、2 月の委員会で報告を頂いています。工事については、今回は特別簡易型のみの変更ということです。業務委託については、また違う変更を行うということでございます。何かご質問等ございますか。

【芳賀委員】

特別簡易型について、この様な形で優良工事等の点数を低くするという事で、どの程度の変化が見られるのか教えてください。

【入札監理課長】

具体的に数字で何パーセントとは、申し上げられませんが、優良工事表彰を廃止したこと、それから評価点数を 20 点から 10 点に圧縮したことに伴う影響で、いわゆる逆転件数が大きく変化するのか、今年度の案件で何例か試算をしてみたところ、大きな変化ではありませんが、価格の逆転は一定程度減少していく状況が見て取れました。ただ、今回につきましてはこの他に工事成績の評価項目の変更も行っておりますので、そのことによる影響はこちらで事前に予測できませんので、実際にはこれから工事を発注して、その結果どうなっていくのかを再度分析・検証を続けた上で、このやり方で継続していけるものか、あるいは、また何か必要なことがでてくるのか、検討していく必要があると考えてございます。

【美馬委員長】

以上のようにございます。評価点を直近のものだけを採用すると、この影響というのは、どのようになりますか。

【入札監理課長】

今までですと、80点以上の工事のように点数の良い実績が1つありますと、同じ種類の工事の入札に参加する際には、4年間はそれで得点できていましたが、今回の改正により1回失敗してしまって75点しか取れなかったということになりますと、それ以降、点数の良い工事を仕上げるまでの間は、工事成績の評価点を取れなくなってしまうので、同じ会社でも入札時期によって工事成績の評価点がついたり、つかなかったりというような変化が出やすい項目になると考えてございます。さらには、経営者にとっては、当然点数は毎回ついてほしいわけですから、そういう意味では、工事の出来映え・工事の施工の状況をできるだけ丁寧に行っていただけという効果も出てくるだろうと考えております。

【美馬委員長】

ありがとうございます。毎回評価されるので、高い評価点数を維持するために、品質について意識するのではないかとということが表れるのではないかと期待があります。他にいかがですか、よろしゅうございますか。

それでは、報告事項4番目です。現場代理人の常駐義務緩和についてでございます。

【入札監理課長】

(資料4により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。報告にありますように、災害復旧で技術者確保の困難を理由とする不調が発生しないようにということが一点、そしてこれまでの試行の結果、差し障りがなかったということで、現在の試行を継続したいということです。そして、その際に条件を一部変更するというのですが、その変更の内容は、今までの同種工事という区分を発注種別を2つに分けた区分で可能とするというように条件を緩和するという形で試行を続けたいということでございます。何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

試行ということは、まだこれは確定の制度にはならないということですね。

【入札監理課長】

今回、緩和対象とする条件を変更して続けるということにしましたので、今回対象を上げたことに伴って、どのような影響が出てくるのか、出てこないのか、その辺りを見極めた上で対応をしていきたいと思っております。

【安齋委員】

前の総合評価方式の評価基準の変更と、今回の現場代理人の常駐義務緩和については、公表しましたか。

【入札監理課長】

はい。

【美馬委員長】

それでは、オの入札参加資格制限（指名停止）の運用状況についてでございます。23年度の上半期分でございます。報告願います。

【入札監理課長】

(資料5により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。この案件について、何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。それでは6番目、その他の報告事項についてご説明願います。

【入札監理課長】

(資料6により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございます。その他の報告事項では、発注者側のミスが4件、そして

もう1つは収賄容疑の問題ですが、これにつきましては、まだ事件の便宜の内容がどのようなものか不明であり、便宜の内容が入札制度の根幹に関わるかどうか、現在のところ不明である。裁判の推移を見守りながら、もしこれが入札制度に関わるものであれば、改善をしていく必要があるということでございます。

この件につきまして、何か質問等ございますか。

【建設産業室長】

ただいまの説明で土木部案件が2件ほどあります。このような案件が立て続けに出たということで、土木部内部で検討委員会という実務者レベルでの委員会を立ちあげまして、チェック体制、それから積算の改善方法等を検討中です。個別の案件につきましては、出先機関の方にチェック体制の強化について通知をしていますし、内部での検討ということの改善策を図っていくということで進めております。

【美馬委員長】

ありがとうございます。単純な発注者側のミス案件でございますので、ぜひこういうことが無いように、今後注意していただきたい。改善策をきちっと実行していただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

【安齋委員】

最後の福島県立医科大学の問題ですが、4、5年位前といえば、県の方で入札制度をいろいろ考えていた時ですが、あの時、この職員はどの部署にいましたか。

【入札監理課長】

入札制度の検証をしていただいたのが平成18年度、新たな入札制度に移行したのが平成19年度でございました。派遣期間はこちらに記載のように18年4月からですので、当時は医大にいたということでございます。

【安齋委員】

あれだけ騒いで入札制度を変えたんですから、医大で知らないわけがないですね。それともう一つ。贈賄の会社は、24ヶ月の入札参加資格制限になっていますが、国の方は最大36ヶ月ですね。

【入札監理課長】

国におきましては、この会社に対して3ヶ月の入札参加制限の措置をしております。

【安齋委員】

指名停止制度の期間の枠としては、国の場合、36ヶ月が最大ですか。

【入札監理課長】

国といいますか、地方自治法上は36ヶ月、つまり3年間が最大です。

【安齋委員】

県の場合には、36ヶ月までは、延長できないのですか。

【入札監理課長】

県では、こういう場合の処置としては24ヶ月が通常措置です。ただ、繰り返し行われたような場合には、期間を加算する特例措置がございまして、例えば、この会社がこれ以前に不正行為で入札参加制限を受けていた前歴があったとしますと、上限の36ヶ月になるという事になっております。

【安齋委員】

贈収賄というのは、あってはいけないことですので、一罰百戒でもう少し長くした方がいいのかなと思います。前は、12ヶ月でしたが、それを24ヶ月に直して、これで業界として収まるのかなと個人的に思っていたんですが、制度改革をやっている最中に、自ら金銭を要求して贈収賄事件を起こしてしまったということであれば、支払う方も悪いですから、24ヶ月じゃなくて36ヶ月くらいに、48ヶ月とは言いませんけども、重い期間を入札参加資格制限期間にしたほうが、一罰百戒でいいのかなと思っています。県としては検討していませんか。

【入札監理課長】

平成18年度に制度検討をした際には、上限が24ヶ月でございましたが、その後上限が36ヶ月になりました。この時に、この委員会にもお諮りした上で、最大限の上限は36ヶ月にさせていただく事にしたわけですが、この際に、いろいろな意見がございました中で、24ヶ月という措置そのものが、通常であればその会社の存続が非常に困難な状況に陥るような措置であったという事で、36ヶ月にするのは加算をして、つまり通常の例よりもさらに期間を増やすような何かしらの理由がある場合には、その上限としての36ヶ月にしましょうという案を出させていただいて、この委員会も決めていただいたと記憶しております。

【安齋委員】

それは、承知していますが、それが甘かったのかなと思います。

【総務部政策監】

若干補足させていただきます。本日が当事者の拘留期限で、一応の調べの結果として起訴なら起訴となるとの報告を受けております。入札監理課長からいろいろ説明があったとおりで、本人も拘留されているうえに、書類なども押収されているということもありまして、我々も医科大学のこととはいえ、県も当事者という認識で対応してまいりましたが、詳しいことについて把握する術が手元にないというのが、これまでの実態でした。今日、一区切りで検察の方から判断がそれなりに出れば、そういったことを踏まえて、先程入札制度に関わればという話も入札監理課長からありましたが、まず県の制度本体、まさに今、安齋委員からご指摘の出ている、県として制度がどうだったのかということももちろんありますが、まずは改革してきたこの制度を、本来参考にしながらやっているはずの公立大学法人、医科大学の方で、県と同じような制度そのものもありますし、日頃の職員の教育なりコンプライアンス委員会のような活動といいますか、そういったことまで含めて、医大側の検証がまず求められるのかなと、我々もそこには大いに関わっていきたいと思いますし、必要に応じてこちらの委員会にも報告をしながら、今後も対応してまいりたいと思います。

【安齋委員】

続けてですが、マスコミ報道を見た限りにおいては、知事も謝って土木部も謝ったのは分かったんですが、肝心の医大の方でマスコミに謝罪したとの記憶が無いんですけど、医大の方で謝罪は、やっているんですか。

【美馬委員長】

医大の対応は、どうでした。

【総務部政策監】

職員が医大から県に戻ってきて、土木部の方に在籍している中で、逮捕されたということであったので、事実関係も今だからかなり分かっていますが、逮捕された当日は、土木部の職員が逮捕されたということから第一報が入りましたので、その関係で土木部で会見をして、県議会も開会中でもございましたので、派遣期間とはいえ県の職員が関わったという事で知事も議会で謝罪をさせていただいております。本来であれば、事実関係からも医科大学で何らかの説明をしてもおかしくないというご指摘は、おっしゃる通りだと思いますし、医科大学においても、検討はされていると思いますが、いわゆる土木部長が会見したり、知事が議会で謝ったような形での公式の場での、そういった対応は私の知る限りまだ無いように思います。それぞれの取材みたいな形では、応じているように聞いています。

【美馬委員長】

ありがとうございます。やはり、この問題は個人の問題なのか、入札制度の根本に関わる問題かによると思います。現在のところは、まだどういう便宜の図り方をしたのか、制度の問題なのかは不明であるようです。今後の問題としては、制度に関わる問題等であれば、やはり制度の改正を含めて検討する余地はあるかだと思います。現在のところ、まだ不明ですので、この問題はこの位にしたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、報告事項を終わります。審議事項の抽出案件でございます。まず、抽出された委員からの抽出理由の説明でございますが、今回は、私と藤田委員が抽出いたしましたので、私の方からまず抽出した理由について説明したいと思います。私が抽出した4件でござ

いますが、まず案件番号2（整理番号9）の案件ですが、これにつきましては、落札率が85%強とちょっと低く、一次下請比率が50%以上と高い。そして、業者数も10社と多いということ配慮して取り上げてみました。案件番号3（整理番号21）につきましては、まず工事の契約金額が結構大きいということと下請の比率も高い、そして下請業者数も11社と多い。ところが、入札参加者数が1社と少なかったというので、選んでみました。案件番号4（整理番号31）ですが、これは契約金額が比較的大きい10億9,400万円、入札参加者数が非常に多くて21社、下請業者数も11社と多かったということ理を理由として案件にいれました。案件番号5番（整理番号37）ですが、落札率が非常に高いということ、入札参加者数が1社と少なかった。金額はそれほど大きくありませんでしたが、下請数はそれなりに多い5社ありましたので取り上げました。私の方からは以上です。

続いて、藤田委員、宜しくお願いします。

【藤田委員】

案件番号1（整理番号6）の方でございますが、これは南会津建設事務所管内の物件ですが、落札率がちょっと低いのではないかと思いましたが。応札者が5者ありましたが、84.4%という事が目にとまったので、抽出させていただきました。それから、「入札金額が詳細調査基準価格を下回っているか否か」というところに「○」が付いておりましたので、この辺りもどういう事なのかなということ選ばせていただきました。最終契約金額を見ますと当初金額より上回っている案件だったということも気になった点でございます。その他は、美馬委員長と一緒にしておりましたので、抽出理由は先生のおっしゃる通りでございますが、案件番号4につきましては、「入札金額が詳細調査基準価格を下回っているか否か」に「○」が付いていたと思しますので、この辺についても説明をお願いしたいと思います。以上です。

【美馬委員長】

ありがとうございました。今の案件の抽出について何かご質問等ございますか。よろしゅうございますか。それでは、1番目の南会津建設事務所の案件についてご説明願います。

【南会津建設事務所事業部長】

（資料7により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございました。今回の抽出案件も元請と下請の関係で、元請が適正に下請に発注しているかどうかをチェックします。そして、今回は、施工体制事前提出方式の案件が抽出のテーマになっております。

ただいまの案件につきまして、ご質問等があればお願いしたいと思います。なお、お手元に非公開資料が配られておりますが、これに関する質問は後ほどお願いいたします。今、説明された資料に基づくものについて、ご質問をいただきたいと思っております。いかがですかね。

【藤田委員】

落札者について入札金額が詳細調査基準価格を下回ったという欄が、「○」になっておりますが、これはどのようなことでしょうか。

【南会津建設事務所事業部長】

今のご質問でございますが、落札候補者の応札額、これが詳細調査基準価格を下回ったというお話だったと思っておりますが、当該工事につきましては、先程委員長からご説明がありました、施工体制事前提出方式の工事でございますが、福島県施工体制事前提出方式試行要領第4条と施工体制事前調査失格基準に基づきまして、調査をいたしました。この調査につきましては、まず失格基準①としまして現場管理費の基準がございまして、これについては該当しませんでした。②の一般管理費の調査につきましても該当しませんでした。先程、「○」が付いていた所ですが、これは元請下請適正化基準でございます。落札候補者の入札金額が、詳細調査基準価格を下回ったため、失格基準の④という所に該当しまして、それに基づき判定いたしました。失格基準には該当しませんでした。最後に落札候補者の入札金額が詳細調査基準価格を下回りましたため、失格基準の⑤純工事費基準に該当するかどうかを確認いたしました。該当しませんでした。以上でございます。

【美馬委員長】

調査の結果、大丈夫だということでございます。詳しい中身については、後で報告があると思いますので。他にいかがですかね。よろしゅうございますか。それでは、2番目の県中建設事務所の案件についてご説明願います。

【県中建設事務所事業部長】

(資料7により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。今の案件につきまして、何かご質問等ございますか。落札金額に近い数字がずらっと並んでいる案件です。そうしますと結果としては、加算点の多い者が落札するということになります。よろしゅうございますか。それでは、3番目と4番目、両方共、県北流域下水道建設事務所の案件でございます。ご説明願います。

【県北流域下水道建設事務所次長】

(資料7により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。3番目と4番目合わせて報告願いましたが、3番目の案件は応札者が1者、ところが4番目については非常に多く21者です。どうしてこういう差がでてきたのか分かりますか。

【県北流域下水道建設事務所次長】

はっきりしたことが分かっているわけではございませんが、最初の第2SP棟の案件につきましては、公告段階の質問は2社から出ておりまして、その他からも電話による問い合わせ等もありましたので、1社以上、もう少し応札をいただけるのではないかと期待はございました。条件設定の中で、県内の応札可能者は19者、県外が29者程ございまして、全体で48者の該当がありましたので、もう少し応札をしていただけると良かったのかなと思っております。ただ、応札資格がある全国の子会社のうち20社程が入札参加資格制限中でしたので、そういったことも影響しているかと思えます。また、このJVを組んだ3社は、単独でもそれぞれ応札できる状況でありましたので、そういうことも影響したのかと思えます。

続きまして、次の案件の方で21者となりました原因として想定しておりますのは、県内の下水道に関するシールド工事というのは、流域下水道としては最後の工事でございます、県内でももうない、それから全国的にもあまり残っていないのではないかと考えられます。従いまして、そういった技術を持った会社の方々がこぞって参加をしていただけたのではないかと、技術の保持とかいろいろございますので、そういう事が考えられております。以上です。

【美馬委員長】

ありがとうございました。他にご質問いかがですかね。そういう個別の事情があるようでございます。

【安齋委員】

4番目の案件ですが、全国で地域要件を設定しましたので、ほとんど経験のある業者が参加しているんですが、失格理由がちょっと納得いかないんですが、これだけの大手なのに1社は施工体制事前調査失格基準に該当、つまり想定下請応札率を下回った、もう1社は技術提案書そのものを提出しなかったという考えられない理由なんですが、これはどういう事なんでしょうか。

【県北流域下水道建設事務所次長】

まず下請率の方は参加者がぎりぎりの金額を入れてきたということと、ちょっと積算が狂ったのかなというのがありますが、もう1社の技術提案書を入れていないということに関しては、単純なミスではなかったのかと思われまます。

【美馬委員長】

始めから諦めていたのかもしれませんが、そういうことのようにございます。他にいかが

ですかね。よろしゅうございますか。それでは、最後の案件南会津農林事務所の案件についてご説明願います。

【南会津農林事務所森林林業部主幹兼副部長】

(資料7により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件も入札参加者数が1者と非常に少なく、落札率も非常に高い。この辺の事情が分かれば教えていただきたいと思います。

【南会津農林事務所森林林業部主幹兼副部長】

この工事につきましては、林道工事でございます。施工場所も南会津の山間地域になります。したがって、地域的な条件或いは気候的な条件、更には林道工事という山間での施工、そういった要因が絡んでいるのではないかと推測いたします。このような条件を考慮しますと、なかなか他の地域からの参入というのは、応札者にとって採算が合わず、当然地元が有利ということになってくるのではないかと推測しております。また、落札率でございますが、高めかなという印象がございます。ですが、施工場所が先程も申しましたように標高1,500メートルという山間地域でございます。こういった厳しい条件を考慮しますと、この程度の金額ではないと採算が合わないという判断があったのではないかと、そのように推測いたします。

【美馬委員長】

ありがとうございました。他にいかがですかね。この案件について何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、冒頭での決定のとおり、ここから非公開といたしますので、傍聴者の方及び報道機関の方には退席をお願いします。なお、非公開部分の議事の概要については、会議終了後、私の方から説明いたします。5分間休憩をとりたいと思います。では、よろしくお願いたします。

(休憩)

<以下、非公開部分については、福島県入札制度等監視委員会の会議の公開等に関する取扱い要領第2条第1項第1号に該当する発言を修正して記載>

【美馬委員長】

それでは、始めに委員の皆様の手元に配られております非公開資料の様式につきまして、事務局から説明をお願いします。

【入札監理課主幹】

(非公開資料の様式について説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この施工体制事前提出方式というのは、一般にはオープンブック方式と呼ばれている方式ですね。それでは、今回の抽出案件全体及び今説明がありました非公開資料の内容等について、質問があればいただきたいと思います。

【齋藤委員】

質問が3点ございます。失格基準ですが、どなたがあるいはどのような機関によって、その基準が作られたのかということが一点。それから、この基準というのは、固定なのかそれとも変動するものなのか、このパーセンテージなども含めてですね。3点目は、この失格基準というものは、応札者は知っているのでしょうか。

【入札監理課長】

まず1点目の基準の作成は、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）を作る際に、

先行してやっておりました宮城県の例を参考にさせていただきながら、私どもで基準を設定したものでございますが、基準の設定そのものは県として行ったものでございます。続きまして2つ目の固定か変動かは、0.55 とか 0.45 とかという率だと思いますけども、こちらにつきましては、数字は固定で運用してございます。最後に入札に参加する方がこの基準を予め知っているかということにつきましては、この基準そのものは予め知っています。公表しております。ただ、基準の中で県の設計額と比較が出てまいりますし、詳細調査基準価格を上回ったか下回ったかという判断が出てまいります。県の設計金額の内訳は、入札前は公表しておりません。また、詳細調査基準価格そのものにつきましても公表はしてございません。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。今回の問題は、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）で元請・下請の関係が適切に行われているかどうかだと思いますが、失格基準に関わるのは①と③と④が元請・下請に関する問題が失格基準になるのですか。

【入札監理課主幹】

失格基準①は、下請の一般管理費が元請の現場管理費に含まれているということでございますので、①は該当します。それから、③と④の失格の基準はまさに元請・下請の関係のチェックということでございます。

【美馬委員長】

この3つの基準が、元請・下請の関係の適正性に関しては、重要だということでございます。質問は、よろしゅうございますか。それでは、今回の抽出案件及びこの失格基準等につきまして、御意見等をいただきたいと思っております。

抽出案件全体についての問題を含めて、いかがですかね。資料を見ますと、第1順位で失格基準に引っ掛かったのは1者ですが、この失格基準に抵触して失格になったというのは、全体としてはそんなに多くないものですか。抽出されていない他の案件でもありますか。

【入札監理課長】

「資料3の1」に施工体制事前提出方式（オープンブック方式）の失格基準の数字は入ってございませんが、通常の場合の低入札価格調査の場合の失格基準に類似した基準を設けてございまして、その数字を示させていただいております。2/3ページの「8. 低入札価格調査の状況」でございますけれども、昨年度の例を見させていただきますと、調査基準価格を下回ったものが301件ございまして、そのうち失格基準で排除されたものが、107件、約30%程度が排除されており、今年度も45件のうち9件が排除されておりますが、概ね施工体制事前提出方式（オープンブック方式）における失格基準での排除も、同様かと思っております。

【美馬委員長】

ということは、結構大きい数字ではありますね。

【入札監理課長】

はい。調査で失格になるというのは中々ございませんが、失格基準で失格になるというのが数としては最も多いと思っております。

【美馬委員長】

特に③・④の失格基準で引っ掛かったというのは、どれくらいあるか分かりますか。

【入札監理課長】

今この場に数字を持ってきてはいないのですが、次回以降の委員会の際にご報告させていただければと思っております。

【美馬委員長】

はい。失格基準①も関わるので、①と③と④で引っ掛かったのは、どれくらいあるのかということがわかる資料が欲しいですね。元請・下請の関係に深く関わるものですかね。他にいかがですかね。

【安齋委員】

施工体制事前提出方式（オープンブック方式）は、宮城県を参考にして取り入れた制度で

すけれども、実際には福島県では業者から不評を買ったようですが、具体的にどこの部分が不評なんですか。

【入札監理課長】

言われておりますのが、2つございます。1点目は、先程も説明させていただきましたように、下請に入る予定の会社の工事に関する見積とその内訳を全て提出しなければならないということで、入札の際の提出資料が非常に多いということが1つ。あとは、この資料作るためには入札前に少なくとも一次下請をどこにするのか、いくらで契約するのかを、予め決めておかなければならないということがございますので、通常、受注してから下請と契約する場合もございますので、それに比べて入札前の事務手続きの時間がない中で交渉して、金額を決めていかなければならないという、そういう2点であり評判がよろしくないのだと認識しております。

【安齋委員】

この制度を福島県の入札制度に入れる際に、私の方で宮城県で事前に調べてきましたが、宮城県では、この程度なら入札の段階で集めている資料だから、そんなに負担じゃないということで始まったので、私は福島県で不評だというのは、当初から理解できませんでした。

【美馬委員長】

現在の宮城県の実状はどうですか。

【入札監理課長】

宮城県は、そもそも施工体制事前提出方式（オープンブック方式）を標準として実施しており、1,000万円以上の工事は施工体制事前提出方式（オープンブック方式）の対象となっております。ただ、宮城県の場合は最低制限価格制度というのがございませので、全ての入札で低入札調査を行っております。そのため、低入札調査の対象となった時点でヒアリング調査などが行われますから、それに比べると、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）の方が、そういう具体の調査をしないで、失格基準で該当してダメになる例が多いので、こちらの方が簡略化されていると受け止められていると思います。

【美馬委員長】

要するに、宮城県と福島県でやり方が、基本的に違うということですか。

【安齋委員】

いや、そんなに違いは無いんですけどね。ただ、不評の理由の2番目ですか、予め下請を決めなくてはならない。ある意味では、当然の話です。それが逆に福島県で問題になるということが理解できないです。宮城県の当時の担当者や幹部に聞くと、この程度であれば当然分かるから十分だと、業界をある程度下調べして、試運転しながらこの制度を作ったということです。だから、この程度は何も問題無い。ただ、裏話を言うとあの時は国交省から、この制度はやめなさいという圧力があつたが、強引にやつたと。その後、逆に下請を守るにはこの制度がいいということで、今は国交省がこれを逆に全国的に薦めており、全国的に普及していますよね。そういう意味で、福島県だけ不評だというのが理解できない。それとも、他の県でも一部に人気がないんですかね。

【入札監理課長】

おそらく、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）は、総合評価方式の中で一部の工事に適用しておりますが、総合評価方式を適用しない工事の場合ですと、最低制限価格制度を採用していますので、調査なしでいきなり失格になり、決着がすごく早いということがございます。そういう制度がある中で、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）の場合には、資料提出があつて、失格基準の適用がある。施工体制事前提出方式（オープンブック方式）じゃない通常の低入札調査の場合は、失格基準の適用があるけれども失格基準で失格しなかったら、今度は、2週間から、場合によっては2ヶ月位かかる調査の対象になるとい、そういう他の制度との比較の中で、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）がどちらかという敬遠されている。宮城県の場合は、オープンブックが当たり前なので、そういう声は出てきていない。このような違いだと思います。

【安齋委員】

慣れの問題ですかね。まだ、始まって間もないですからね。私は、もっとこの方式を増やしてほしいと、前から提案していました。

【美馬委員長】

福島県の実状からすれば、入札前に下請を決めるという慣習は無いんですか。

【入札監理課長】

積算をしっかりとされていて、協力会社という体制とかができている会社におきましては、協力会社の中から見積を取って、予め下請を決めて入札に望むということは、当然のように行われていると思いますが、そういう体制が無い会社とかでは、契約できるかどうか分からない中で、予めそこまでやらずに、まずは取れそうな金額で入札をして、その後の交渉で下請を決めていくということも行われているかと思います。

【安齋委員】

それをやるから、結局下請いじめになるわけですよ。それを防ぐのが、この施工体制事前提出方式（オープnbック方式）なんだよね。

【美馬委員長】

実状は、そういうことのごようございます。他にいかがですかね。全体の感想とすれば、今回施工体制事前提出方式（オープnbック方式）でやった場合には、下請に対する強いしわ寄せというのは、行われていないのですか。先程の 97.何%とかいう数字をみると、それ相応の下請率だな、という感じはするんですが、そういう結果を見ますと、下請いじめ的なものは、あまり出てないのかなと。

【入札監理課長】

施工体制事前提出方式（オープnbック方式）で行われた場合には、少なくとも一次下請全体を対象として、いわゆる下請いじめになっている場合には、失格基準で必ずチェックが入りますから失格になります。ただ、ここでチェックできておりますのは、一次下請を総体として、下請いじめになっているのか、なっていないのかという事ですので、一つには個別の会社ごとには、もしかすると、もう少し高い金額でないと工事はしづらいということも出てくる場合もあると思います。もう一つには、入札前のチェックでして、できるのは元請が直接契約をする一次下請までのチェックしかできていません。そういう意味では、下請がさらに二次下請、場合によっては四次下請とか契約する所まで、これはチェックできるようになっておりませんから、事前のチェックという意味では限界があると考えておりますが、少なくとも総体として一次下請が下請いじめにあっていない契約を担保するという意味では、効果はあると考えております。

【美馬委員長】

ということは、施工体制事前提出方式（オープnbック方式）は、少なくとも一次下請段階での下請いじめは、防止できると。

【安齋委員】

目的は、そこです。二次下請までもっていくことは、考えられない。

【美馬委員長】

当初は、宮城県がオープnbックを導入した時は、必ずしも下請いじめ対策に使うということではなかったんでしょう。

【安齋委員】

いえ、下請いじめをできないように作った制度です。当初から、いろんな検討しながらこの方法ならば、下請いじめがまずできなくなるんじゃないかということでもやりました。当然、入札する時には下請をどこを使うか、どれくらいの発注金額でやるか分かっているはずだということでも始まった制度です。

【美馬委員長】

私が聞いていた話では、きちっと積算をしてやっていますかというのが施工体制事前提出方式（オープnbック方式）の主眼の一つかなと思ったんですけど。これは、基本的に始め

から下請いじめを防止するというところに主眼が置かれた制度だったのででしょうか。

【入札監理課長】

制度の名前が、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）といいますように、つまり施工体制というのは、元請・下請も含めてどういう体制で工事をやるのかということを事前にチェックしますよ、という方式ですので、そういった意味では、当然下請いじめが無いということを事前にチェックしている方式として、採用しております。

【安齋委員】

契約後で、別な業者と下請契約をするとすぐ分かるんですね。この、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）でチェックしますので、なぜ変えたかと。

【美馬委員長】

他にいかがですかね。そうしますと、元請・下請の関係を適正化するというのには、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）は、それなりの効果があると。ところが、実際は施工体制事前提出方式（オープンブック方式）を採用すると応札する会社数が少なくなるとか、そういうデメリットもあるわけですね。

【入札監理課長】

入札参加者数は、一般の価格競争と比べまして、総合評価方式になった時点でかなり減っております。実際の参加者数の多い少ないということで、落札率等に影響が出てくるのであればいろいろ考えなければならないでしょうけども、これまでの入札結果を見てみますと、総合評価方式と通常の価格競争の場合で、総合評価方式の方が入札参加者が非常に少ない傾向がありますが、落札率はあまり変わりはないという結果が出ておりますので、総合評価方式あるいは、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）を採用して参加者が減ったとしても、参加できる会社数が一定程度確保されていて、競争が担保されているということであれば、結果として、競争が無い中での不公正な入札になるということは、今のところの分析結果では、心配しなくて良いように思われます。

【美馬委員長】

先程の資料1の4ページの表に、平均入札参加者数と落札率は反比例の関連にあるという報告がありました。ということは、入札参加者数が少なくなったら、落札率は上がるということですか。

【入札監理課長】

確かにこれは入札参加者数と落札率の間に相関関係があるという資料になってはいますが、入札参加者がそれぞれ何人この工事に参加できるかという状況は、事前に把握できると思いますが、これは、どちらかという工事の発注件数と工事を受注しようとする者の数のバランスの問題で、落札率が上下しているんだろうと考えておりますので、制度としての入札参加者数の多い少ないということと、発注時期によって入札参加者数が変動することによる落札率の増減という事は、別な問題だと受け止めております。つまり、参加者が多くて工事の発注が少ない場合には、当然競争が激しくなるので応札額は低くないと取れない。ただ、次第に手持ち工事の関係で参加することができない会社が増え、参加者が減ってきた時点では、どうしても競争も減るし、手持ち工事に余裕がある会社じゃないと応札してくれないので、落札率も上がってくる。ただ、こうした年度内での上下の変動では参加者数と落札率に逆の相関関係が出てまいります。制度としての参加者の多い、少ないという事と落札率の関係については、先程説明しましたように、総合評価方式とそれ以外の価格競争であっても入札参加者数にはかなり違いはありますが、少なくとも年度を通じた平均落札率では、大きな違いは無いという結果にはなっておりますので、これとは違う問題かと思えます。

【美馬委員長】

現場では、入札しようか、しないか考えた時に、コストも労力もかかるか否かというのは、入札するかどうかを決める場合の重要な判断にはなると思いますね。だから、それが判断になる限りは、面倒だからというので参加者数が減ってくる可能性は私は高いのではないかと、それは結果として落札率にも影響があるのではないのでしょうか。

【安齋委員】

その相関関係は、宮城県でもあまり聞かないですね。施工体制事前提出方式（オープンブック方式）だから入札参加者数が減ったというのは、関係ないですね。

【美馬委員長】

全部が施工体制事前提出方式（オープンブック方式）だったら、仕方がないというので影響ないかもしれませんが、選択制になったら相当効いてくるのではないですか。

【安齋委員】

いや、元々施工体制事前提出方式（オープンブック方式）で発注しているのは、大きな金額だけですから。

【美馬委員長】

その他にいかがですかね。傾向としては、一定の方向が出たということでございます。これは、よろしゅうございますかね。

【橋委員】

その2の資料を見ると、それぞれの一次下請の積算が出てますが、各一次下請の一般管理費が、場合によっては工事費の2%台の所もあつたりしますが、これでは全く利益が出てないので、業者としてほとんど赤字だと思います。元請の他の事業で、その見合った分を後から出してもらうとかそういったことがないと、本当に厳しい利益率だと思いますが、そういったところまでは、入り込むことができるのでしょうか。

【美馬委員長】

一般管理費についてどうですか。一般管理費についても県の標準レベルの金額は出していますよね。

【入札監理課長】

一般管理費につきましては、先程ご説明しましたように、下請の会社の一般管理費は、県の設計では元請の現場管理費と合算されて計上されておまして、そのうちの元請分がいくら、下請分がいくらというように区別されて計上されているわけではございません。直接工事にかかった経費に対して、率合いで何%という形で現場管理費を算出しておまして、そのうち元請分がいくら、下請分がいくらという内訳までは、出しておりません。それが一つと、下請会社の見積金額の内訳につきましては、下請会社が業務をどのような部分をされるのか、例えば製品の製造がメインになったり、資材の部分がメインになったり、あるいは、労務だけだったりとか、そういう部分があるのが一つと、下請になる会社が本店営業所等の本社経費が多く必要な会社であるのか、小規模会社で事実上作業する人だけの会社だったりする場合で、本社経費とかがかからない会社だったりする場合もございますので、会社の状況によって一般管理費として計上されてくる金額に違いが生じてくるだろうと受け止めておりますし、更には、小規模会社ですと、そもそも一般管理費とか現場管理費とかという区分が無くて、直接工事費の中にそういう経費も込みで見積もってくる会社もありますので、下請の見積った一般管理費を県の設計と比較するのは、難しいと思っています。

【美馬委員長】

一般管理費単独では出ない。トータルとしての下請の金額は、出るけれども一般管理費だけをとった時には、それは適切かどうかは分からない。それは、下請と元請の関係の役割分担が変われば変わる。トータルとすれば、出てくるということのようですね。よろしゅうございますか。今年ずっと半年以上、元請と下請の関係を抽出案件としていろいろ議論してまいりましたけれども、一つの方向とすれば少なくとも大きい案件につきましては、施工体制事前提出方式（オープンブック方式）が、効果があるということが見えてきたという気はいたします。それでは、抽出案件については終了します。

ここからは、公開による審議を再開しますので、傍聴者あるいは報道機関等、希望ありましたら入れて下さい。

-----《公開》-----

それでは、次の審議事項の2番目でございます。建設関係団体等からの意見聴取についてです。事務局説明をお願いします。

【入札監理課長】

(資料8、資料8-1により)

【美馬委員長】

ありがとうございました。関係団体との意見聴取につきまして、昨年と似たような形で行いたいということです。そして、意見聴取の対象候補と質問事項につきましても、昨年どおりのことを予定していますが、もし皆さんがこれは少し付け加えたり変更したりする必要があると思われましたら、その意見をお聞かせいただきたいと思います。そのために、昨年度行いました質問事項等について資料を添付いたしました。もし、これ以外の団体を呼んだ方がいいのではないか、あるいはそれぞれの団体に対する質問事項も変えた方がいいのではないか、という意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

まず、意見聴取の対象候補ですが、5つのグループに分けて行いたいと思いますが、これについてはいかがですかね。よろしゅうございますか。そして、各団体ごとにどんな聞き取り調査をするかということにつきましては、今日お配りしました「8の1」の資料にございますが、付け加えるあるいは変更することがありましたらお聞かせください。

【芳賀委員】

先程出てきました、コンプライアンスに対する具体的な取組、それから、元請・下請関係の適正化という事で具体的な取組について教えていただければと思います。

【美馬委員長】

これは、どの団体にです。

【芳賀委員】

元請団体、下請団体の両方にです。

【美馬委員長】

適正化の対策をとっているか、どうか。

【芳賀委員】

よく聞く話ですけれども、元請から言えば適正化とは何なんだといった場合に、下請が値段全体を下げなければいいだろうという見方もありますし、また、元請の立場から言えば下請が高い値段を出してくればいいんだという話もあるし、下請から言えば元請が常識を持った線を出してくるのがいいんだと、その力関係の問題で中々具体的に進展してないというのが事実だと思うんですね。

【美馬委員長】

それは要するに、コンプライアンスの問題はどう取り組んでいますか、でいいですけど、適正化について制度としてどういうふうに・・・

【芳賀委員】

元請団体なら元請団体で単純に各企業にお任せで、それでは中々良くならない、何年もこうやってきているわけですね。そういうものを改善していく、団体としてのコンセンサスといった取組をするという事も必要なんではないでしょうか。

【美馬委員長】

という事は、今回は個々の企業ではなく、それぞれの団体としてどういう取組をしていますかということを知りたいのではないかと。あと、今回出てきましたように、コンプライアンスの問題に対して、業界団体としては、どういう取組をしているか。これは、元請・下請両方含めまして聞いた方がいいのではないかと。二つの項目の追加の提案がありました。

いかがですかね。この方向で質問事項につきまして、二つの案件を質問事項に入れてください。他にいかがでございますか。それぞれ、団体としてどういう取組をしているかということでございます。よろしゅうございますか。

それ以外につきましては、従来どおりの質問事項という形で処理をさせていただきます。あと、個別の事業者の選定については、どうしますか。

【入札監理課長】

こちらにつきましては、個別事業者の受注状況の資料を作成させていただきまして、選考チームを求めて選考とさせていただいており、昨年度は、委員長と職務代次者の安齋委員のお二人に選定していただいたと思います。

【美馬委員長】

今年もそういう方向でよろしゅうございますか。

個別の事業者につきましては、そういう形で処理をさせていただきます。それでは、審議事項は以上でございますね。

【入札監理課長】

資料3-1で説明いたしました施工体制事前方式（オープブック方式）の結果でございますが、昨年度66件実施した中で詳細調査基準価格を下回った案件は13件ございました。失格基準に該当して失格した案件につきましては、先程私の説明だと低入札調査と同様でないかと説明しましたが、それよりも少なく昨年度は6件でございます。その内訳、どの基準に該当したかまでは、今現在は調べておりませんが、6件のうち少なくとも4件は、失格基準①に該当したものであるということでございます。今年度、今までに施工体制事前提出方式（オープブック方式）の件数は27件ございまして、そのうち詳細調査基準価格を下回った案件が4件ございます。失格基準に該当して失格となっている案件も4件ございます。このうち、少なくとも2件は失格基準①に該当しているという状況です。

【美馬委員長】

失格は、それほど多くない。でも、10%位ですね。では、次回に資料をいただきたいと思います。それでは、予定していた議事は終わりましたが、次に各委員の意見交換をしたいと思いますが、何か意見交換したい案件がございましたらご提案いただきたいと思いますがいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、その他の案件ですが、その他何かございますかね。事務局の方から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件の抽出テーマと審議対象期間の決定、及び抽出チームのご指名をお願いいたします。

【美馬委員長】

次回の抽出案件についてですが、何かこれをやった方がいいのではないかとこの件でございますか。

事務局から何か提案はございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局の方から提案させていただきます。上半期の入札結果のご報告でも説明しましたが、随意契約が大幅に増えているという事もございますので、抽出テーマとしましては「災害等緊急のために随意契約で発注した案件」、審議対象期間としましては、今年度上半期という事で提案させていただきます。抽出委員につきましては、五十音順からしますと安齋委員と影山委員にお願いできればと考えております。

【美馬委員長】

事務局の方から、震災に関連して随意契約がたくさん出てきたので、その実態といいますか、一番問題になりますのは随意契約でどういう形で相手方を選んだのか、そこら辺を含めまして抽出案件として審議をお願いしたい。もちろん、この随意契約というのは今回の震災という特異事情かもしれませんが、マスコミ等でもとりあげられておりますので、それが適正に行われているかどうか委員会としてもチェックをしたいという事でございます。対象期間は、上半期という事でお願いしたいと思います。抽出委員につきましては、安齋委員と影山委員ですので宜しくお願いいたします。事務局の方、他に何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会の日程調整のため、委員の皆さんのお手元に日程確認表をお配りしております。

御手数をおかけしますが、11月9日来週水曜日までに事務局の方に御提出いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【美馬委員長】

みなさんよろしくお願いいたします。それでは、報告事項・審議事項含めまして本日の議題はこれで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(閉会)

以上をもちまして、第34回福島県入札制度等監視委員会を閉会いたします。長時間にわたるご審議、ありがとうございました。